

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 倫理綱領

主 旨

地域包括支援センターおよび在宅介護支援センター（以下「センター」）は、住民に身近な相談機関として、住民に寄り添い、関係機関等と連携した個別支援を行うほか、地域の実情をとらえ、保険者とともによりよい地域をめざした取り組みを行うことが求められています。

とりわけ地域包括支援センターが誕生して10年以上が経過するなかで、地域の課題も多種多様化・複雑化しており、近年では、高齢者のみならず多世代にわたる地域課題の解決や地域包括ケアの深化、地域共生社会の実現に向けて中心的役割が期待されています。

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会は、各地のセンターが十分にその機能を発揮し、高齢者やその家族等の生活を支え、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくりにおいて中核的な役割を果たすために、ここに倫理綱領を定めます。

会員センターおよびその職員は、以下の項目に留意して運営にあたります。

【公正・中立性の保持】

センターは、社会福祉法、老人福祉法、介護保険法その他の関連法や諸般の法令、諸規則等に対するコンプライアンス（法令等遵守）を徹底するように努め、適正に運営にあたるとともに、公正・中立性の保持に努めます。

【専門職としての力量向上と専門性の発揮】

センター職員は各々の力量の向上に向けて自己研鑽に努めるとともに、センターは必要な研修等に積極的に参加する機会の創出や環境整備を行います。

多職種連携に努め、寄せられる相談、課題に対してそれぞれの職種における専門性を十分に発揮し解決が図られるように努めます。

【地域に開かれた身近な相談場所】

センターは地域に開かれた身近な相談場所として、利用者が気軽に相談できるように、公的支援を必要とする場合は関連制度の主旨を十分に理解いただき、適正に利用が図れるように支援します。

【利用者の尊厳の保持、権利擁護に基づく利用者主体の対応】

センターは利用者に対して、個人情報の保護をはじめ、常に個人の尊厳を重んじ、その尊厳に相応しい自立した生活を営むことができるよう支援するために、良質かつ適切な支援に努めます。

とりわけ利用者は尊厳ある個人として様々な権利が保証されるように、それらの権利についての説明を行い、同意に基づいて利用者主体の支援に努めます。

【地域包括ケアシステムの実現】

センターは、それぞれの地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの実現に向けて、行政、医療・福祉・介護等関係機関、地域住民等との連携に努め、その中核としての役割を担います。

制定：平成30年3月14日